

骨髄移植等により免疫が消失したお子さまに対して、 再度の予防接種に係る費用を助成します

須坂市では、骨髄移植手術その他の医療行為により、予防接種法の規定に基づき接種した定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度の予防接種を受ける方に対して経済的負担の軽減や疾病の発生及びまん延予防のため、再接種に係る費用を補助します。

1 対象者

再接種を受ける日において、次のいずれにも該当する方

- (1) 骨髄移植手術の受療その他の理由により、接種済みの定期予防接種について、再接種が必要と医師に判断されていること
- (2) 20歳未満であること
- (3) 須坂市に住所を有すること
- (4) 令和2年4月1日以降に再接種した定期予防接種であること

2 補助対象となる予防接種

次のいずれにも該当するもの

- (1) 予防接種法に基づくA類疾病の予防接種
- (2) 骨髄移植手術その他の医療行為を行う以前に、予防接種実施規則の規定により接種されていた予防接種

3 申請手続きについて

須坂市健康づくり課へご相談ください。内容や申請書類についてご説明します。

【申請の受付及び問合せ先】

須坂市役所 健康福祉部 健康づくり課 保健予防係
電話 026-248-9018 (課専用)